

第3回 香川県子ども・子育て支援会議 次第

日時：平成26年6月11日（水）13時～15時

場所：ルポール讃岐 2階 大ホール

1 開 会

2 香川県健康福祉部長挨拶

3 議 事

- (1) 子ども・子育て支援新制度について（国の検討状況）
- (2) 前回（第2回）会議の補足資料について
- (3) 子育てに関する意識調査の概要について
- (4) 新たな計画の基本理念等について

4 意見交換

5 その他

6 閉 会

【配布資料】

資料 1	委員名簿	・・・ P	1
資料 2	前回（第2回）会議の補足資料		
資料 2-1	認可外保育施設について	・・・ P	2
資料 2-2	児童相談所等における児童虐待対応件数	・・・ P	4
資料 2-3	発達障害児等の状況	・・・ P	5
資料 3	子育てに関する意識調査の概要について（暫定）	・・・ P	6
資料 4	子ども・子育て支援新制度について（国の検討状況）	・・・ P 2	1
資料 5	新たな計画の基本理念等について	・・・ P 3	7

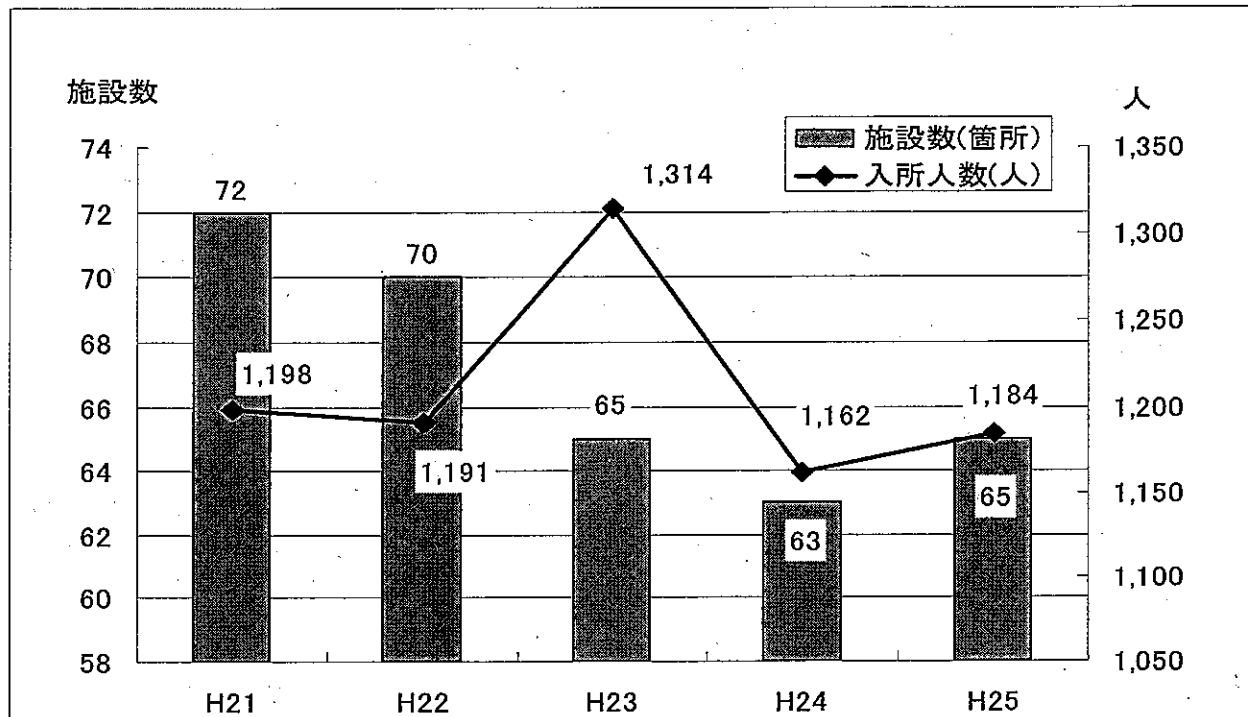
香川県子ども・子育て支援会議委員名簿

団 体 名	役 職	氏 名
香川県私立幼稚園PTA連合会	前副会長	鵜川 美恵
香川県市長会	会長	大山 茂樹
香川県市町教育委員会連絡協議会 教育長部会	副会長	岡 正敏
香川大学教育学部	准教授	片岡 元子
香川県国公立幼稚園長会	会長	木村 マチ子
香川県町村会	会長	栗田 隆義
香川県国公立幼稚園PTA連絡協議会	会長	紫和 恵理子
香川県児童福祉施設3種別連合会	会長	土釜 一
香川県私立幼稚園連盟	理事長	坪井 久也
香川県労働者福祉協議会	専務理事	豊永 幸一
かがわ子育てひろば連絡協議会	代表	中橋 恵美子
香川県小学校長会	会長	野村 一夫
香川県経営者協会	専務理事	福家 正一
香川県民生委員児童委員協議会連合会	会長	藤目 真皓
香川県保育協議会	副会長	米谷 忍
丸亀市保育所保護者会連合会	会長	真室 幸太郎
香川県PTA連絡協議会	前会長	三好 寿志
香川大学教育学部	教授	毛利 猛
香川県私立認可保育園連盟	会長	吉村 晴美

(五十音順、敬称省略)

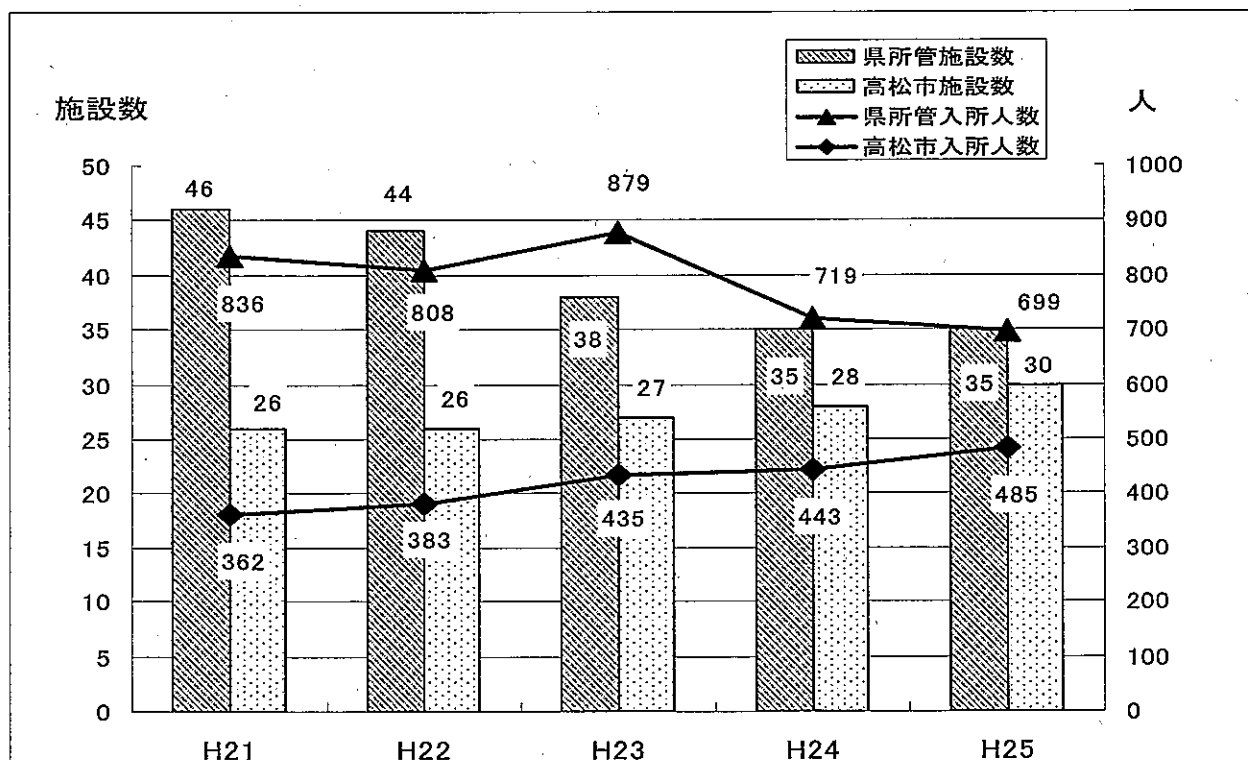
認可外保育施設について

参考：認可外保育施設の状況



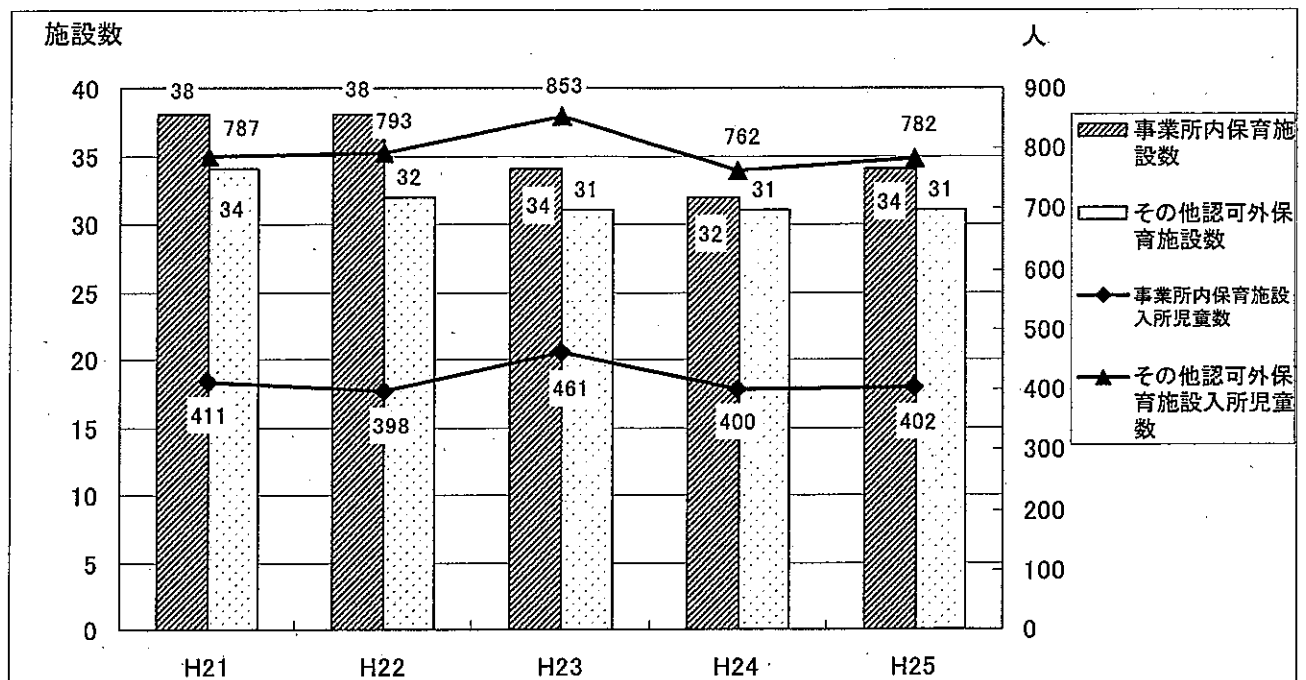
【所在地別】

高松市内の施設数が増加し、それ以外は減少している。



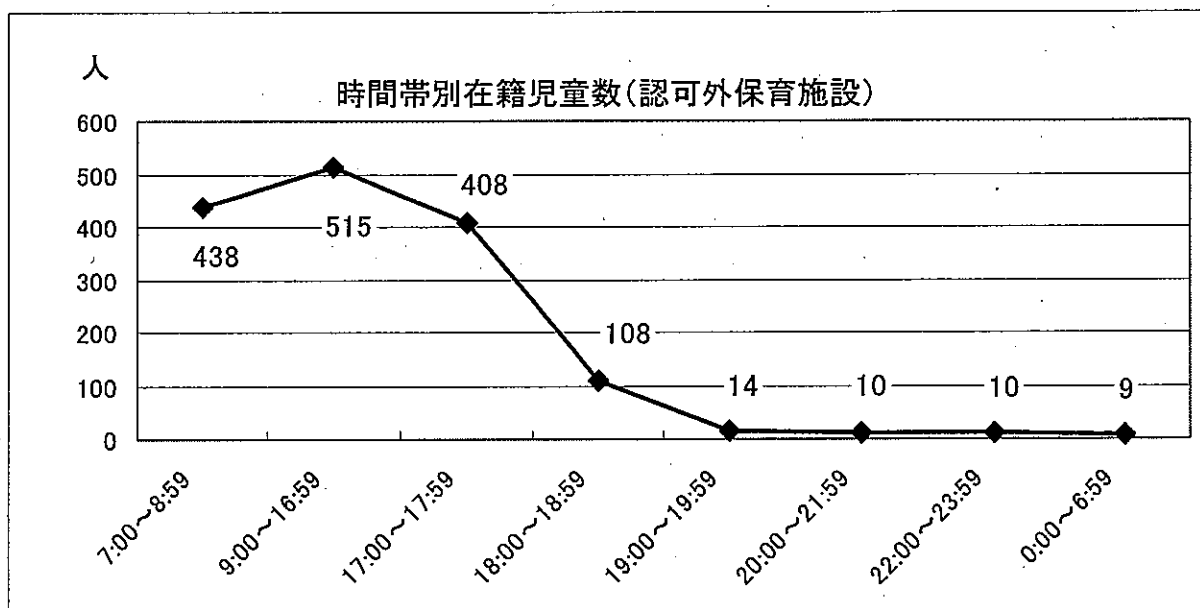
【種類別】

その他認可外保育施設（事業所内保育施設以外）の施設数は増減が少ない。



【時間帯別在籍児童数】運営状況報告（県所管分）より

- ・ 9：00～16：59が中心的な時間帯である。
- ・ 事業所内保育施設（病院）には、遅くまで預かる施設がある。



【利用理由】

- ・ 保育内容に特色がある。
- ・ 時間延長にも柔軟に対応してくれる。
- ・ 認可保育所に入れなかった。
- ・ 事業所内保育施設であるので利用しやすい。

（認可外保育施設への聴取）

児童相談所等における児童虐待対応件数

資料2-2

1. 虐待対応件数の年度別推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
香川県	317	400	420	468	489	569	588	505	493	551
全 国	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	

2. 種類別対応件数の年度別推移

虐待の種類	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
身体的虐待	142	169	177	208	183	239	203	176	207	214
性的虐待	6	12	4	6	12	9	14	7	13	4
心理的虐待	58	88	87	91	127	133	141	142	159	212
ネグレクト	111	131	152	163	167	188	230	180	114	121
合 計	317	400	420	468	489	569	588	505	493	551

3. 被虐待児の年齢別・種類別対応件数(平成25年度)

虐待の種類	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
3歳未満	22		34	24	80
3～学齢前	44		62	29	135
小学生	101	3	82	43	229
中学生	38		24	21	83
高校生・その他	9	1	10	4	24
合 計	男	130	2	92	290
	女	84	2	120	261
	計	214	4	212	551

4. 虐待の対応(平成25年度)

処 理 状 況	件 数
施設入所	20
里親委託	2
福祉司指導	12
面接指導	509
福祉事務所送致	6
訓戒・警約	
その他	2
計	551

5. 主たる虐待者

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実 父	60	84	79	122	104	130	122	124	155	170
養 継 父	25	26	25	37	51	38	35	50	51	65
実 母	225	272	307	288	317	380	408	316	266	296
養 継 母	3	7	6	6	4	6	4	4	6	7
そ の 他	4	11	3	15	13	15	19	11	15	13
計	317	400	420	468	489	569	588	505	493	551

6. 虐待ケースの経路別状況

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
家 族・親・戚	53	77	64	69	81	103	112	80	67	65
学校・教育委員会等	66	75	89	99	116	134	87	108	70	97
福祉事務所	(県)	1	8	2	7	2	4	3		1
	(市)	27	35	77	86	89	102	106	84	76
保 健 所	5	4				2	1			
医 療 機 関	10	17	26	20	16	21	27	15	20	22
民生児童委員	5	10	3	2	2	5	5	2	1	4
近 隣・知 人	65	50	50	62	43	49	57	44	27	37
都 道 府 県	8	7	16	21	25	23	20	27	23	32
市 町	23	8	15	12	17	8	23	28	22	37
保 健 セ ン ター	10	19	17	7	7	11	8	2	2	
保 育 所	21	32	19	15	13	24	23	9	17	4
施 設	7	12	4	4	5	4	10	7	8	9
児 童 本 人	1	6	7	5	4	7	8	2	4	5
警 察	12	35	19	49	61	52	82	80	148	152
家 裁				1		2				
そ の 他	3	5	12	9	10	20	15	14	10	10
計	317	400	420	468	489	569	588	505	493	551

7. 虐待ケースの地域(平成25年度)

	高	丸	坂	善	観	さ	東	三	小	木	香	綾	仲	県	不	計
	松	亀	出	通	音	ぬ	かが	豊	豆	田	川	歌	多	外	明	
子ども女性相談センター	215					20	24		17	13	1					290
西部子ども相談センター		82	26	12	23			40				49	29			261
計	215	82	26	12	23	20	24	40	17	13	1	49	29			551

発達障害児等の状況

(1) 相談種類別受付状況 (香川県) (平成22年度～25年度)

年度 種別			養 護 相 談		保 健 相 談	障 害 相 談									非 行 相 談				育 成 相 談			そ の 他 の 相 談	計
			児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	自 閉 症 等 相 談	く 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談						
22	面接	中央	339	199	3	3	0	245	0	10	32	42	99	210	50	8	93	104	1,437				
		西部	243	176	0	0	0	85	1	11	19	57	127	155	21	8	67	31	1,001				
		障福	0	0	0	95	47	72	565	945	53	0	0	3	2	1	1	20	1,804				
	電話	中央	0	11	19	1	0	29	0	3	6	19	0	182	51	8	167	475	971				
		メール	中央	18	2	1	0	0	1	0	0	1	3	0	4	1	0	18	13	62			
	計	600	388	23	99	47	432	566	969	111	121	226	554	125	25	346	643	5,275					
23	面接	中央	264	198	1	0	0	275	0	6	24	39	95	207	47	7	90	107	1,360				
		西部	243	157	3	0	0	102	0	15	29	28	74	135	26	5	59	87	963				
		障福	0	0	0	64	83	25	313	905	18	0	0	10	1	0	0	1	1,420				
	電話	中央	0	6	4	0	0	30	0	3	3	20	0	188	45	13	134	361	807				
		メール	中央	27	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	11	2	0	3	15	63			
	計	534	363	8	64	83	434	313	930	74	87	169	551	121	25	286	571	4,613					
24	面接	中央	271	197	5	0	1	251	0	3	35	54	110	214	25	5	59	169	1,399				
		西部	219	151	1	0	4	112	0	15	28	46	59	173	23	11	39	82	963				
		障福	0	0	0	68	2	24	59	908	16	0	0	6	2	1	0	5	1,091				
	電話	中央	0	4	13	0	3	17	0	0	7	10	0	181	53	11	135	436	870				
		メール	中央	0	0	5	0	0	0	0	0	4	0	5	1	0	5	15	35				
	計	490	352	24	68	10	404	59	926	86	114	169	579	104	28	238	707	4,358					
25	面接	中央	290	260	3	3		251		6	19	58	67	269	28	5	42	224	1,525				
		西部	260	141	2	3		160	1	17	14	37	68	135	21	4	38	153	1,054				
		障福				12		10	69	946	23			3	1			1	1,065				
	電話	中央		2	18			10		6	8	13		175	49	18	155	515	969				
		メール	中央																0				
	計	550	403	23	18	0	431	70	975	64	108	135	582	99	27	235	893	4,613					

(注) 「電話」は子どもと家庭の電話相談の受付件数である。

子ども女性相談センターは「中央」、西部子ども相談センターは「西部」、障害福祉相談所は「障福」と表記する。以下の頁も同じ。

(2) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況

(学習面か行動面で著しい困難を示す児童生徒)

(平成24年12月現在)

	小学校	中学校	小・中学校 合 計	高等学校 (全・定・通)
該当する児童生徒の人数 (人)	4,062	1,595	5,657	353
割 合 (%)	7.6	6.0	7.1	1.7

香川県特別支援教育課「香川の特別支援教育要覧(平成25年度)」

子育てに関する意識調査の概要について（暫定）

※平成 25 年度に実施された県内市町調査による（対象：就学前児童（0～5 歳）の保護者）

家庭における子育ての父親と母親

- （1）家庭における子育ての父親と母親の役割
- （2）父親の育児へのかかわり

子育ての悩み・不安

- （14）子育ての不安・悩み
- （15）気軽に相談できる相手

子どもをみてくれる親族・知人について

- （3）日頃、子どもをみてくれる親族・知人の有無
- （4）祖父母等親族に子どもをみてもらっている状況
- （5）友人・知人に子どもをみてもらっている状況

児童の虐待

- （16）身近なところで児童虐待を見聞きしたことの有無
- （17）児童虐待を見聞きしたときの対応

母親の就労状況

- （6）母親の就労形態
- （7）パート・アルバイト等のフルタイムへの転換希望
- （8）非就労者の就労希望
- （9）すぐにでも就労したい人の希望する就労形態
- （10）就労しようと思う一番下の子どもの年齢

子どもの人数

- （18）理想とする子どもの人数
- （19）実際の子どもの人数
- （20）理想とする人数よりも実際の子どもの人数が少ない理由

仕事と子育ての両立

- （11）仕事と子育ての両立で必要なこと
- （12）仕事と子育ての調和がとれていると感じるか

子育て全般について

- （21）子育ての良さや喜びについて
- （22）子育ては楽しいか
- （23）子育て情報の入手手段
- （24）地域にあればよいと思う子育て支援
- （25）子育て環境充実のための必要な支援策

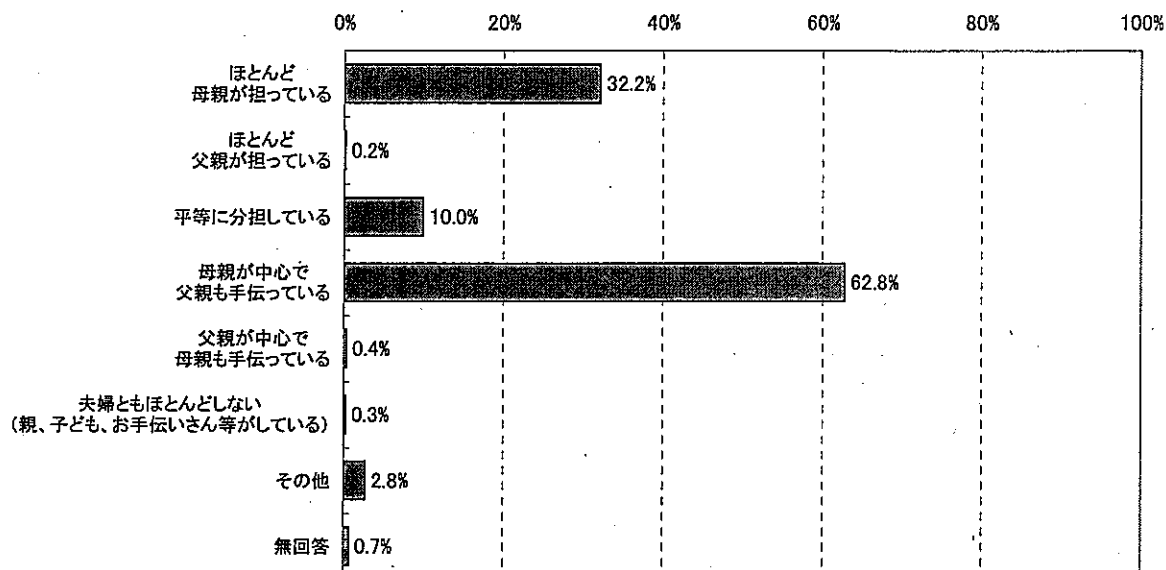
教育・保育

- （13）教育・保育内容で充実して欲しい内容

(1) 家庭における子育ての父親と母親の役割 (複数回答)

父親も育児を行うようになってきているが、依然として育児は母親中心となっている。

【家庭における父親と母親の役割】

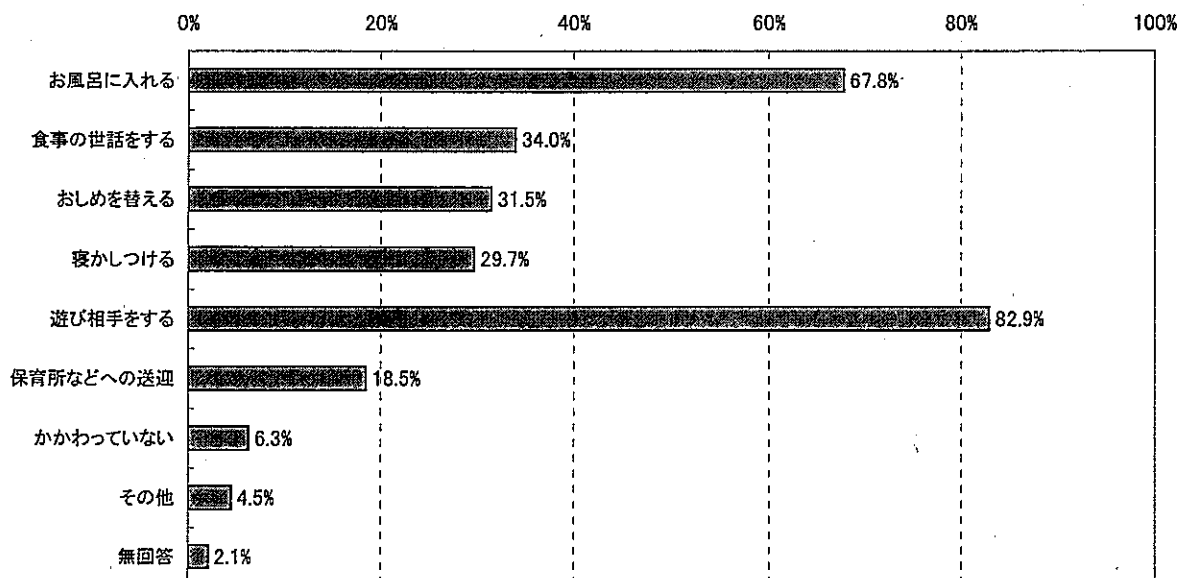


(高松市調査より)

(2) 父親の育児へのかかわり (複数回答)

「遊び相手をする」が8割強で最も多く、次いで「お風呂に入れる」が7割弱であるが、「かかわっていない」が6%程度となっている。

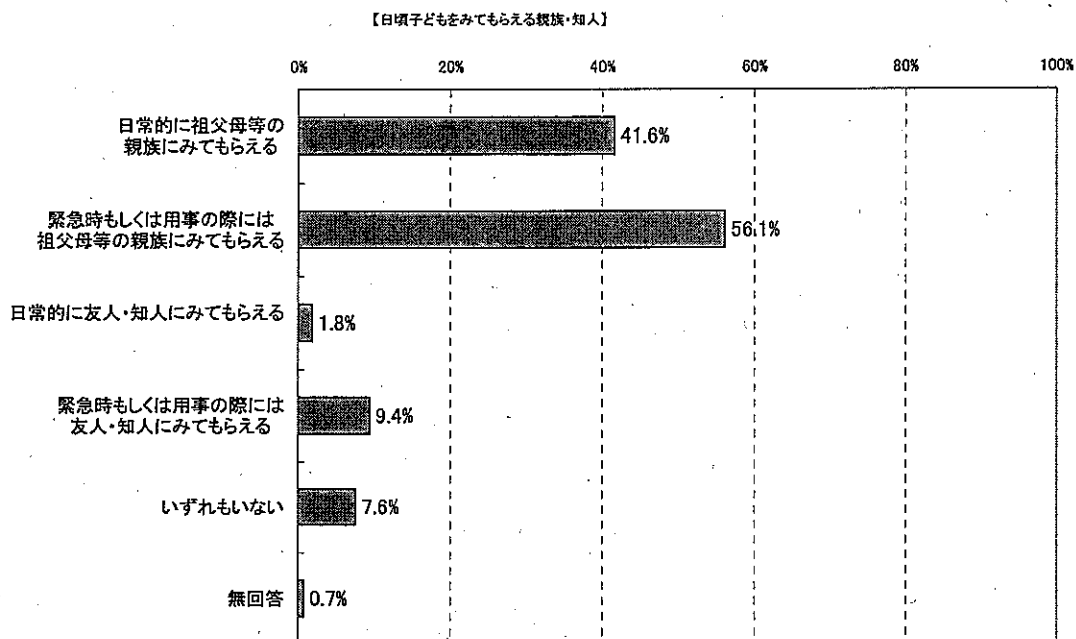
【父親の育児へのかかわり】



(高松市調査より)

(3) 日頃、子どもをみてくれる親族・知人の有無（複数回答）

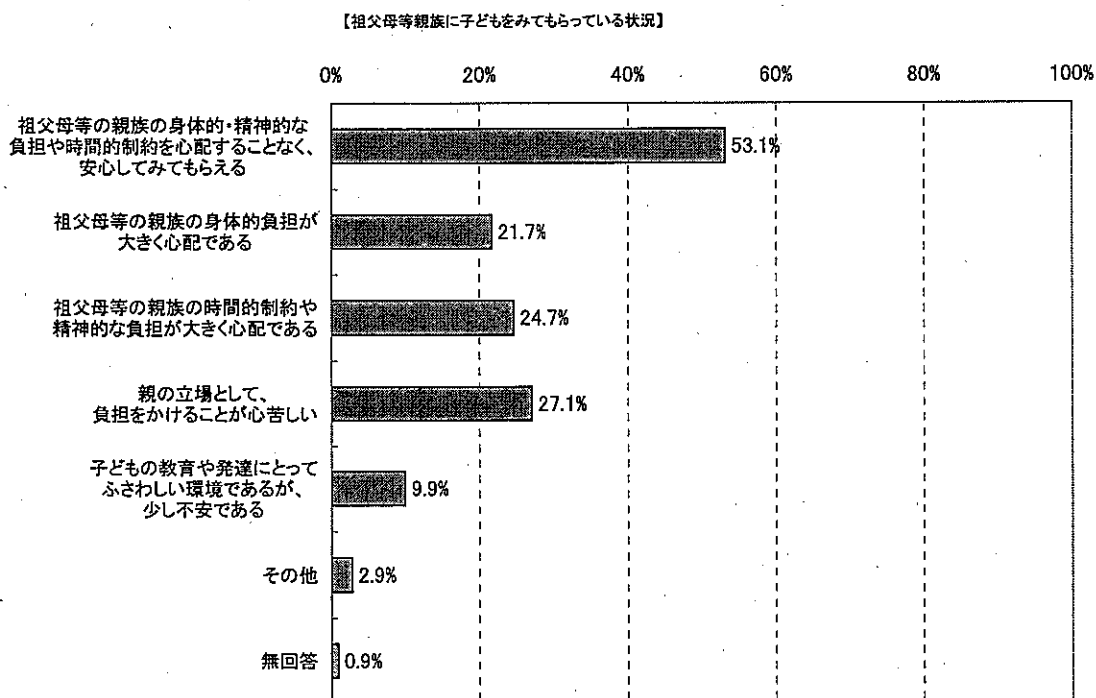
4割強が日常的に祖父母等親族にみてもらえ、6割弱が緊急時に祖父母等親族にみてもらえる状況となっている。友人・知人にみてもらえるのは親族よりも少なく、2%が日常的に、1割弱が緊急時にみてもらえる状況となっている。「いずれもない」が8%程度いる。



(丸亀市、坂出市、善通寺市、三豊市、綾川町、琴平町、まんのう町調査より)

(4) 祖父母等親族に子どもをみてもらっている状況（複数回答）

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる」が5割程度で、次いで「親の立場として、負担をかけることが心苦しい」など気をつかいながら頼んでいる人も3割弱となっている。

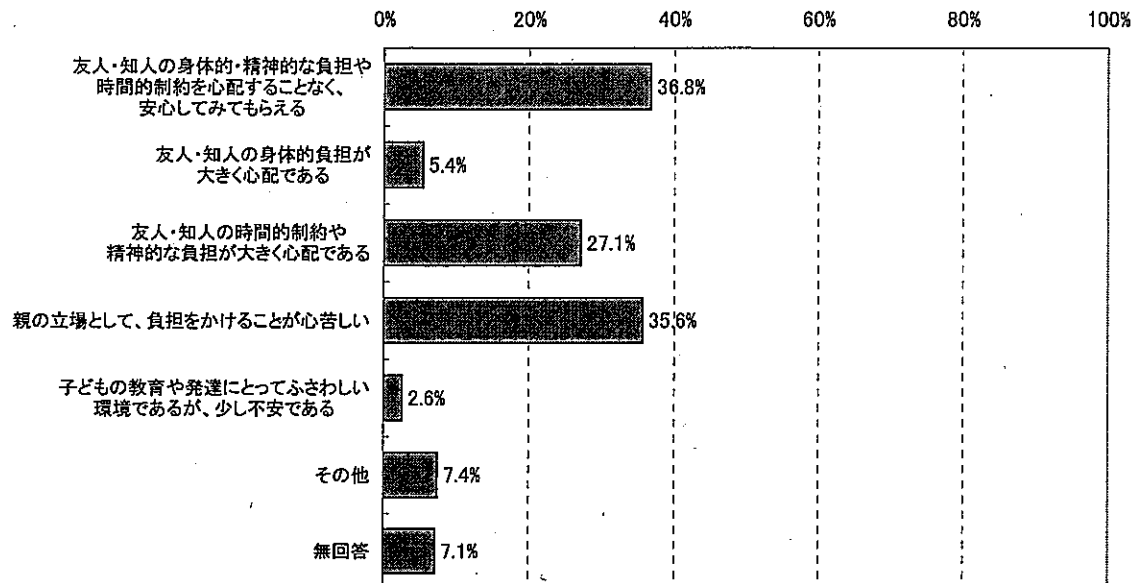


(坂出市、善通寺市、綾川町、琴平町、まんのう町調査より)

(5) 友人・知人に子どもをみてもらっている状況（複数回答）

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してみてもらえる」と「親の立場として、負担をかけることが心苦しい」が4割弱で最も高くなっている。

【友人・知人に子どもをみてもらっている状況】

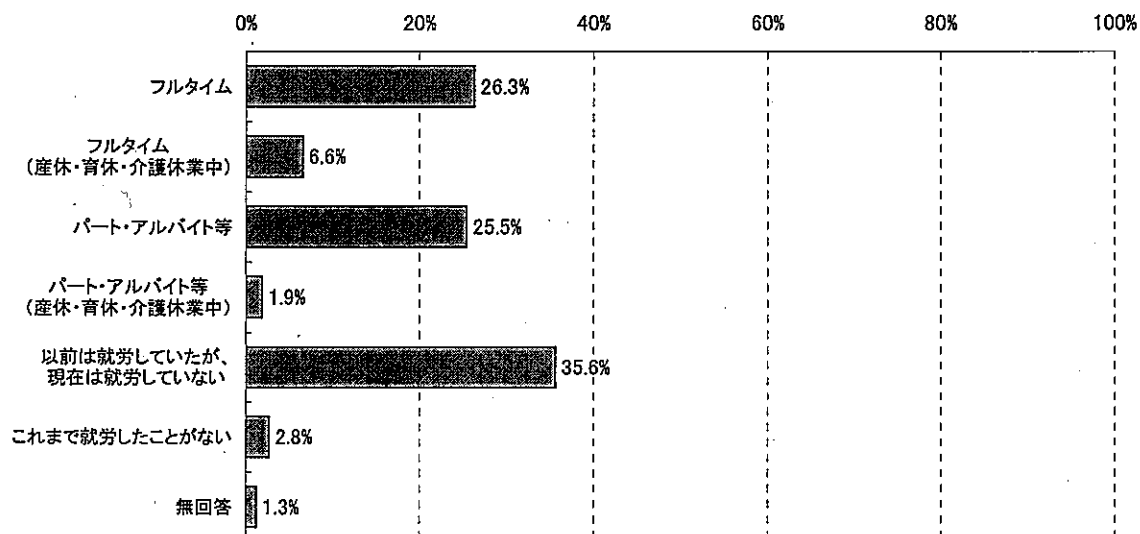


(坂出市、善通寺市、綾川町、琴平町、まんのう町調査より)

(6) 母親の就労形態

「以前は就労していたが、現在は就労していない」が4割弱で最も多く、次いで、休業中を含め「フルタイム」が3割強、休業中を含め「パート・アルバイト等」が3割弱となっている。

【母親の就労形態】

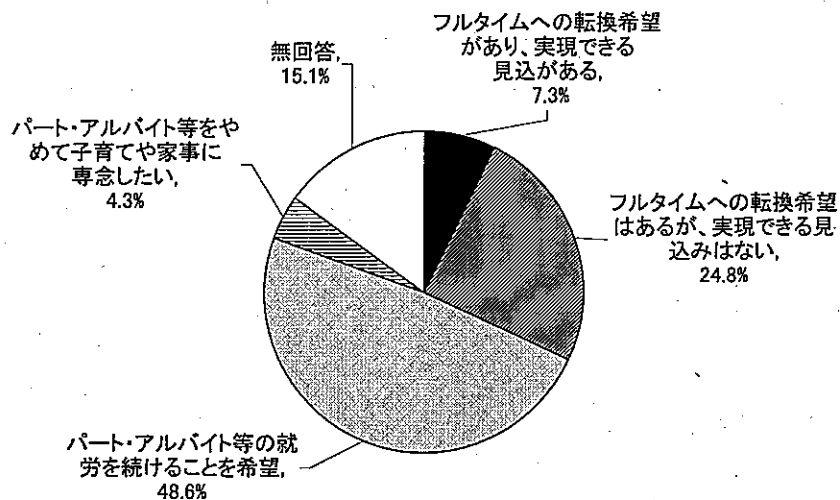


(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、綾川町、琴平町、まんのう町調査より)

(7) パート・アルバイト等のフルタイムへの転換希望<母親>

フルタイムへの転換希望は3割程度であり、約半数は、パート・アルバイト等の就労を続けることを希望している。

【パート・アルバイト等のフルタイムへの転換希望】<母親>

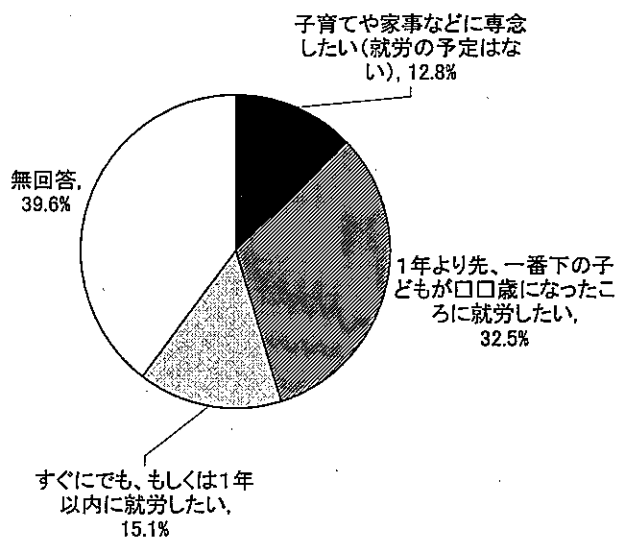


(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、三豊市、綾川町、琴平町、まんのう町調査より)

(8) 非就労者の就労希望<母親>

「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったところに就労したい」が3割強となっている。「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」は2割弱となっている。

【非就労者の就労希望】<母親>

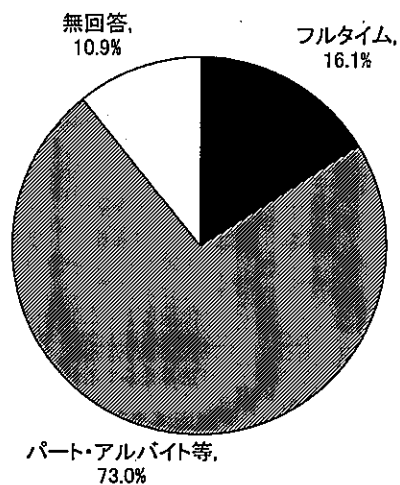


(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、三豊市、綾川町、琴平町、まんのう町調査より)

(9) すぐにでも就労したい人の希望する就労形態＜母親＞

「パート・アルバイト等」が7割強で最も多くなっている。

【すぐにでも就労したい人の希望する就労形態】

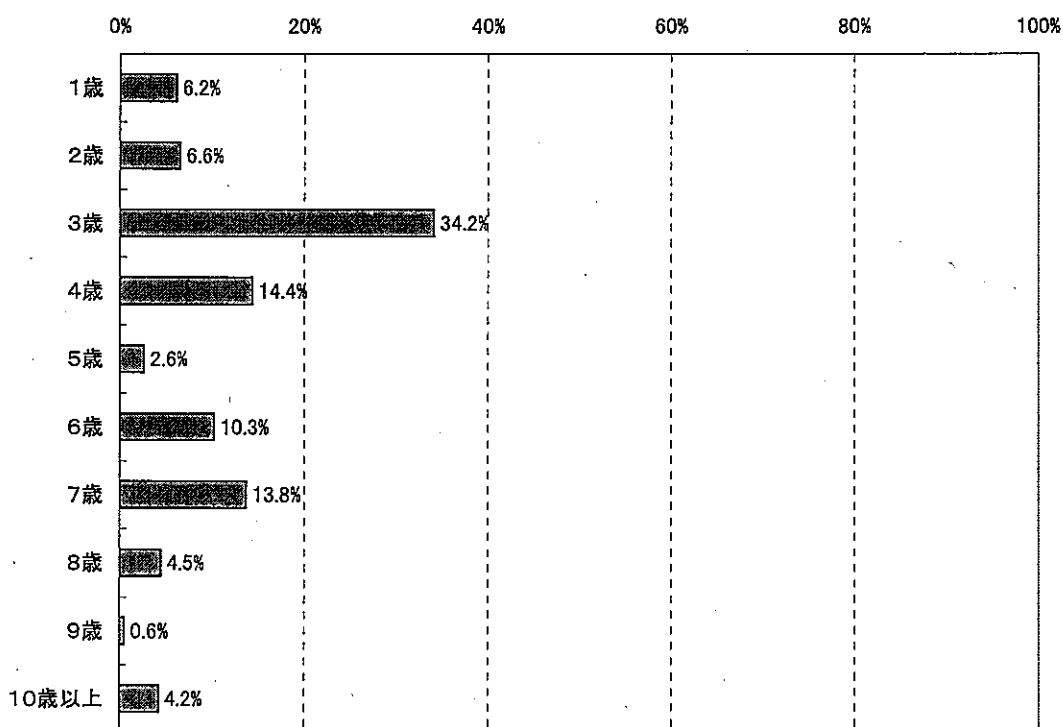


(高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、綾川町、琴平町、まんのう町調査より)

(10) 就労しようと思う一番下の子どもの年齢＜母親＞

末子年齢が「3歳」が最も多く、それに次いで、小学校就学時となっている。

【就労しようと思う一番下の子どもの年齢】＜母親＞

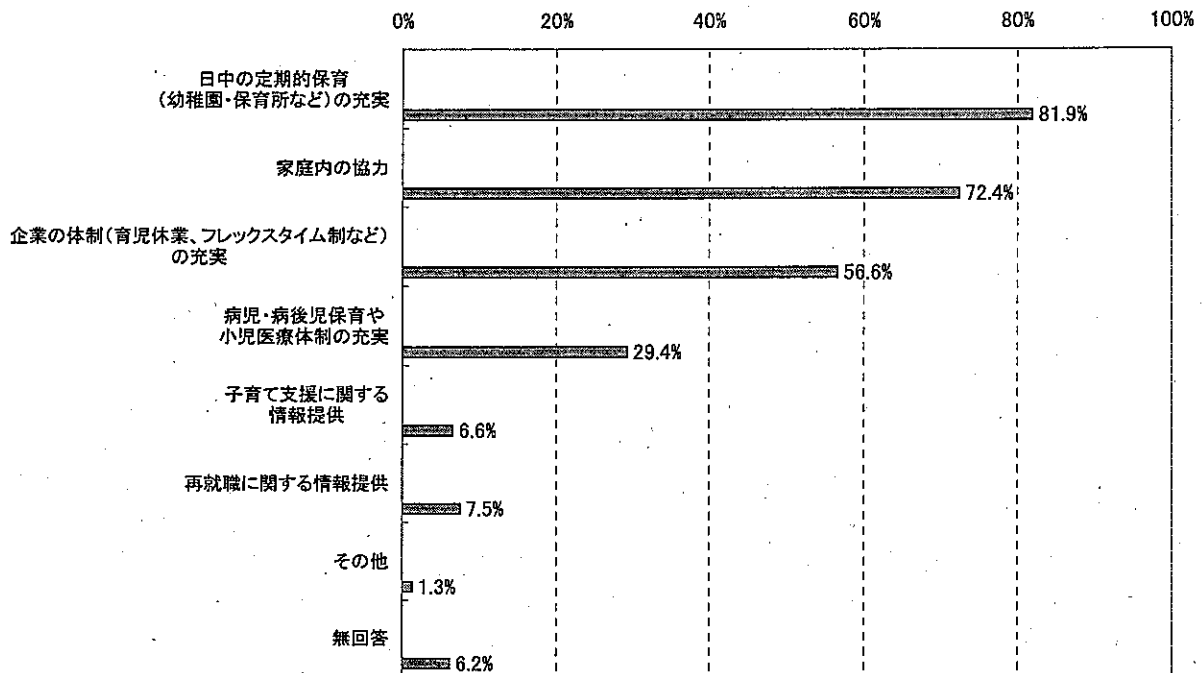


(高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、綾川町、まんのう町調査より)

(11) 仕事と子育ての両立で必要なこと(複数回答)

両立のためには、家事・育児の不安・負担の解消や雇用制度が障害となっている。

【仕事と子育ての両立で必要なこと】

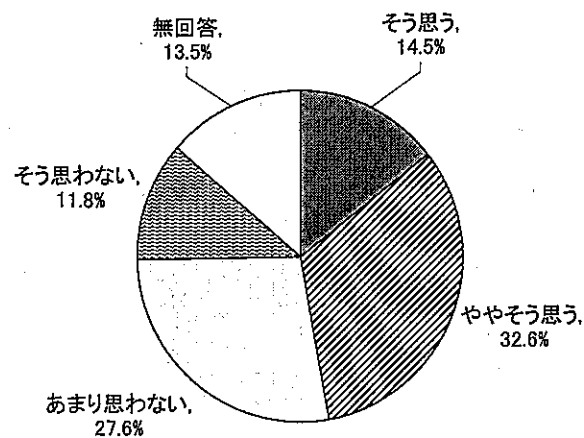


(高松市、観音寺市、さぬき市調査より)

(12) 仕事と子育ての調和がとれていると感じるか

4割近くが、調和がとれていないと感じている。

【仕事と生活の調和がとれていると感じるか】

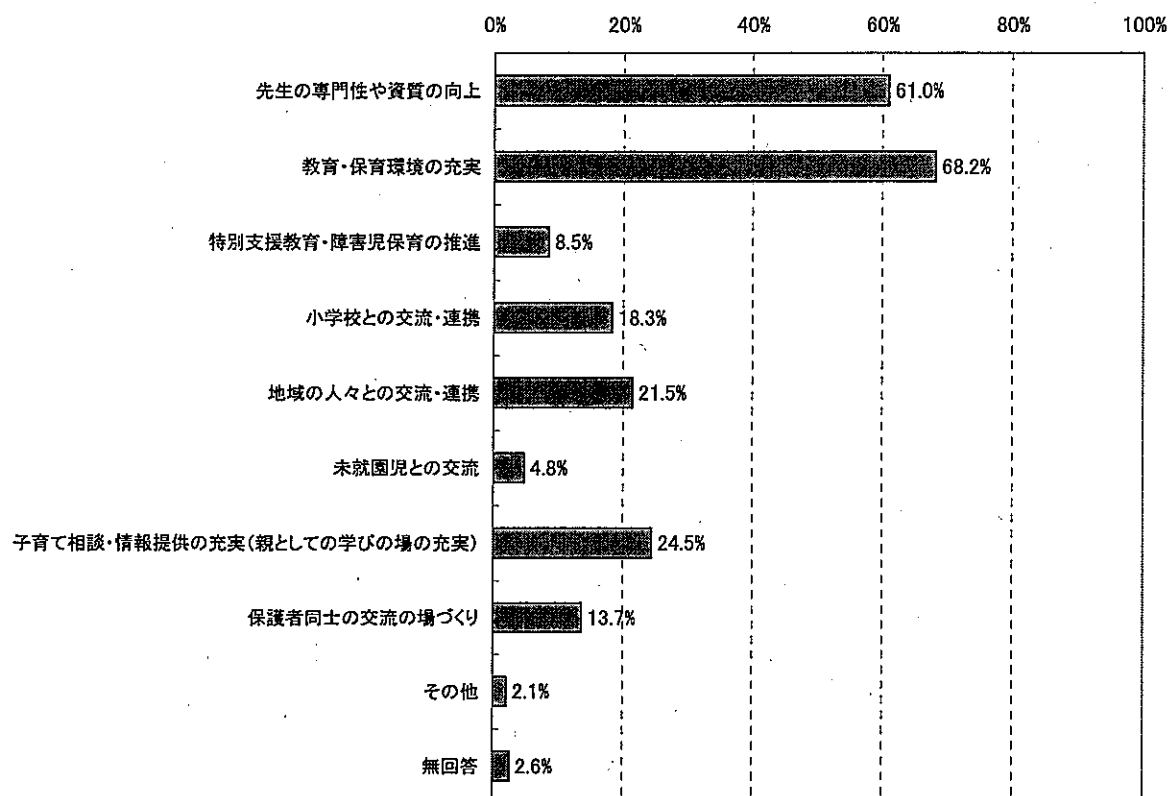


(高松市、観音寺市、さぬき市調査より)

(13) 教育・保育内容で充実して欲しい内容（複数回答）

「教育・保育環境の充実」が7割弱で最も多く、次いで「先生の専門性や資質の向上」が6割強となっている。

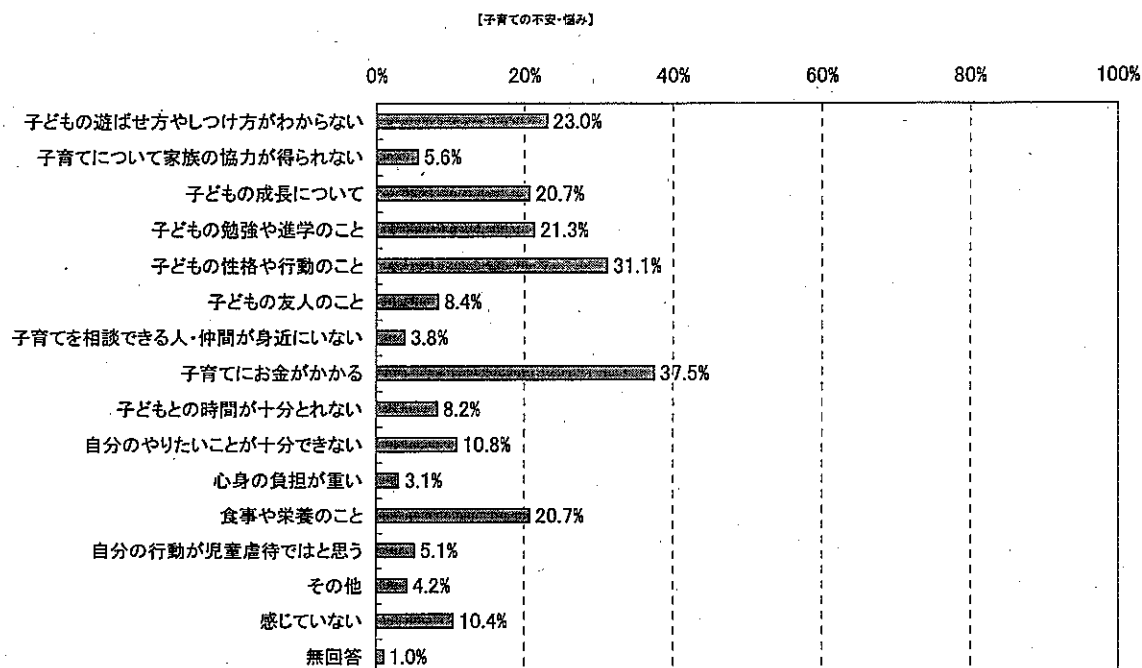
【教育・保育内容で充実して欲しい内容】



(高松市調査より)

(14) 子育ての不安・悩み（複数回答）

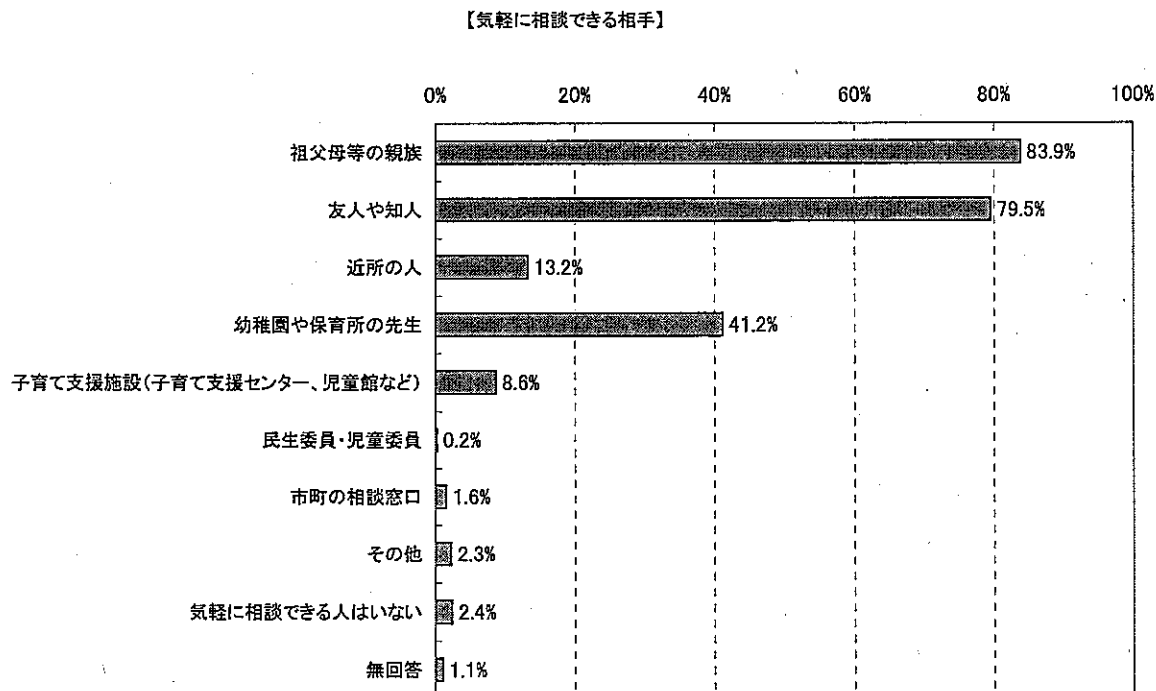
お金と育児・成長についての悩みが多い。



（高松市、丸亀市、三豊市調査より）

(15) 気軽に相談できる相手（複数回答）

親族や友人が多いのに加え、幼稚園や保育所の先生が多くなっている。

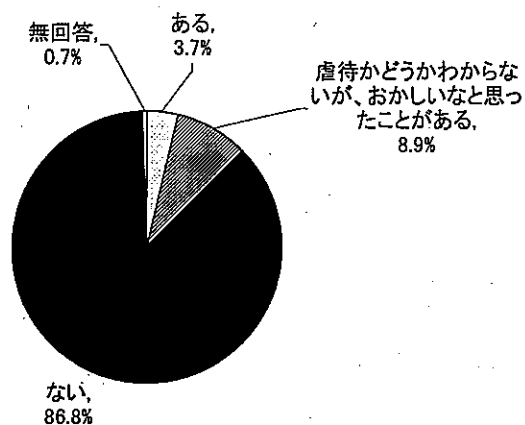


（高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺地、さぬき市、綾川町、琴平町、まんのう町調査より）

(16) 身近なところで児童虐待を見聞きしたことの有無

「虐待がどうかかわからないが、おかしいと思ったことがある」が1割弱いる。

【身近なところで虐待を見聞きしたことの有無】

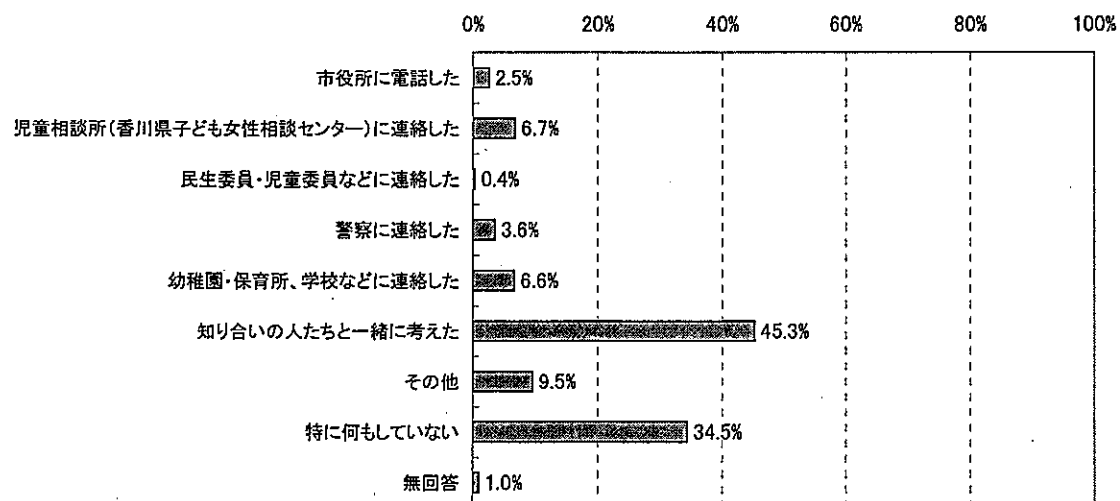


(高松市、観音寺市調査より)

(17) 児童虐待を見聞きしたときの対応(複数回答)

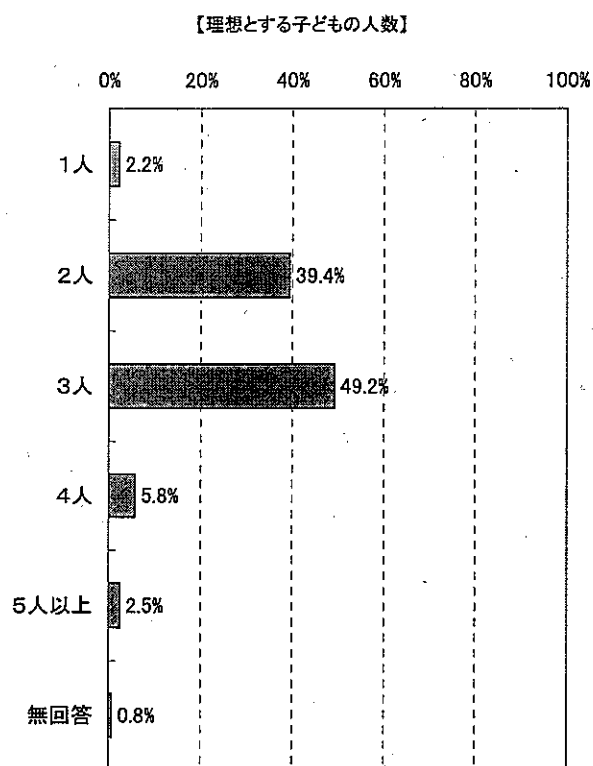
「特に何もしていない」が3割強いる。

【児童虐待を見聞きしたときの対応】



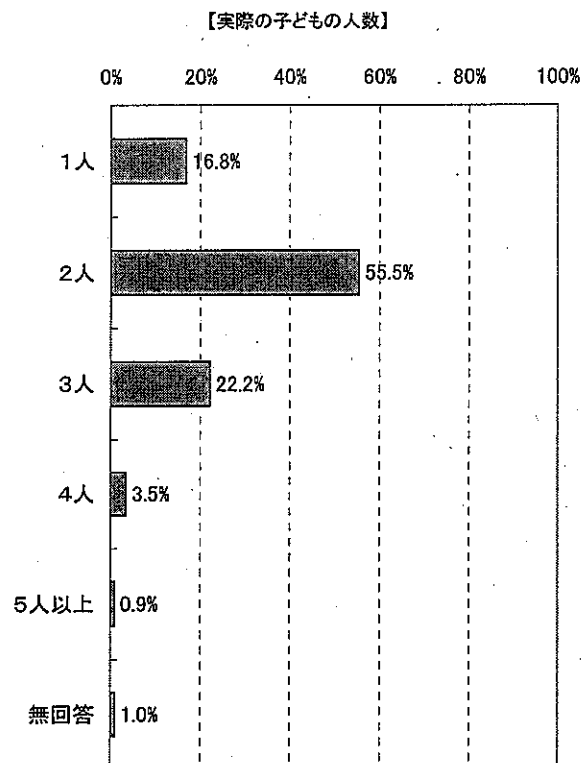
(高松市、観音寺市調査より)

(18) 理想とする子どもの人数



(高松市調査より)

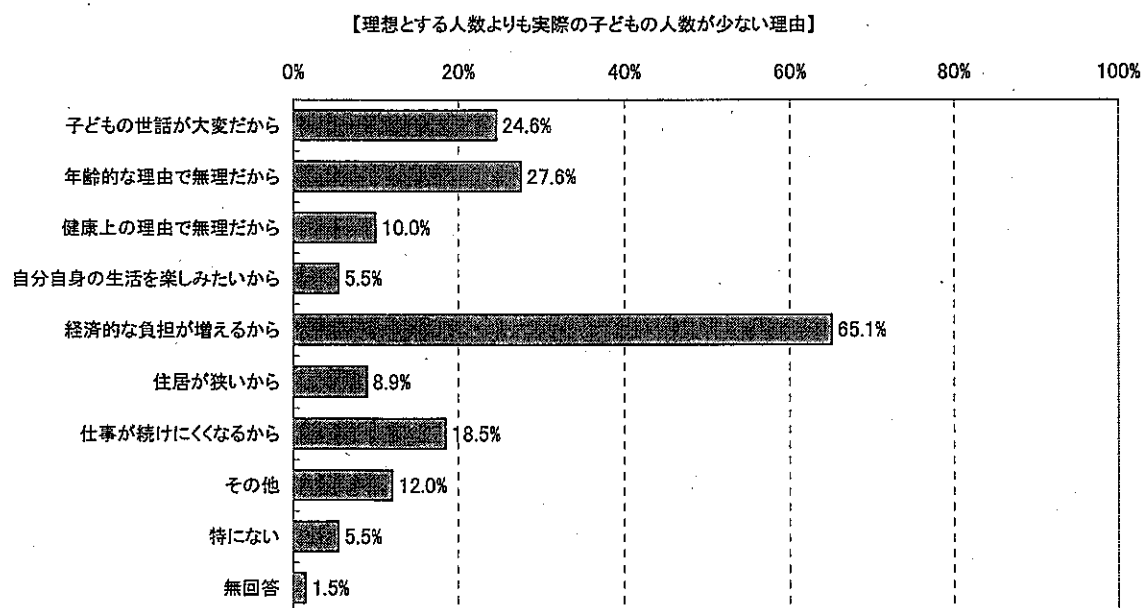
(19) 実際の子どもの人数



(高松市調査より)

(20) 理想とする人数よりも実際の子どもの人数が少ない理由(複数回答)

「経済的な負担が増えるから」が7割弱、「年齢的な理由で無理だから」が3割弱に加え、「子どもの世話が大変だから」も2割強いる。

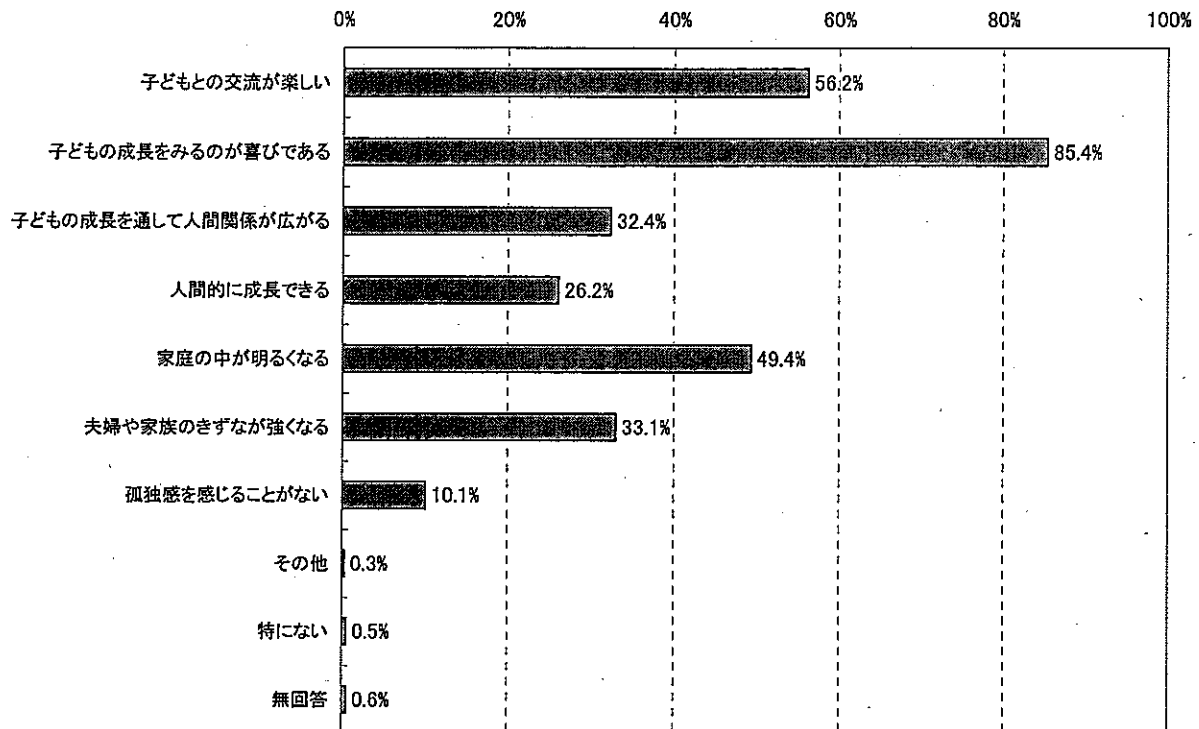


(高松市調査より)

(21) 子育ての良さや喜びについて（複数回答）

「子どもの成長をみるのが喜びである」が9割弱で最も多く、次いで「子どもとの交流が楽しい」が6割弱、「家庭の中が明るくなる」が5割弱となっている。

【子育ての良さ・喜び】

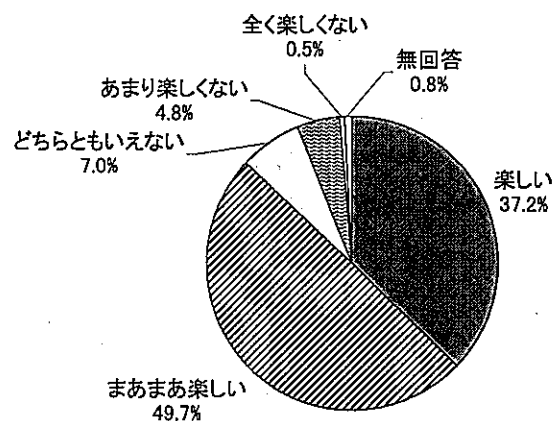


（高松市、丸亀市、普通寺市調査より）

(22) 子育ては楽しいか

9割弱が「楽しい」と感じている。

【子育ては楽しいか】

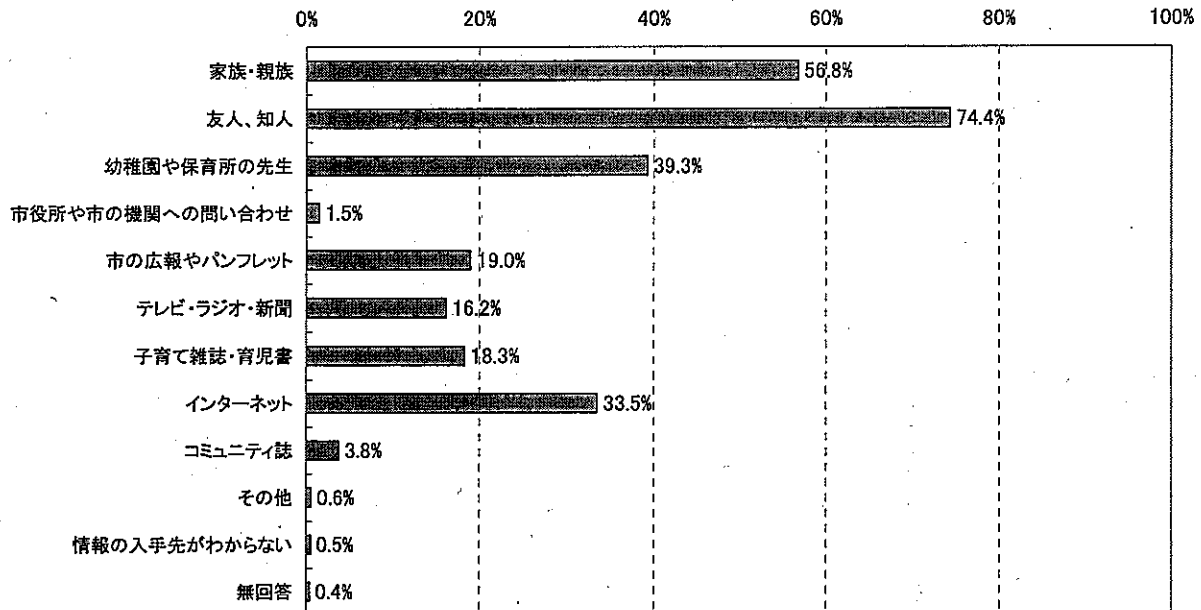


（観音寺市、さぬき市、三豊市調査より）

(23) 子育て情報の入手手段（複数回答）

「友人・知人」、「家族・親族」に次いで「幼稚園や保育所の先生」が4割強である。また、「インターネット」も3割強となっている。

【子育て情報の入手手段】

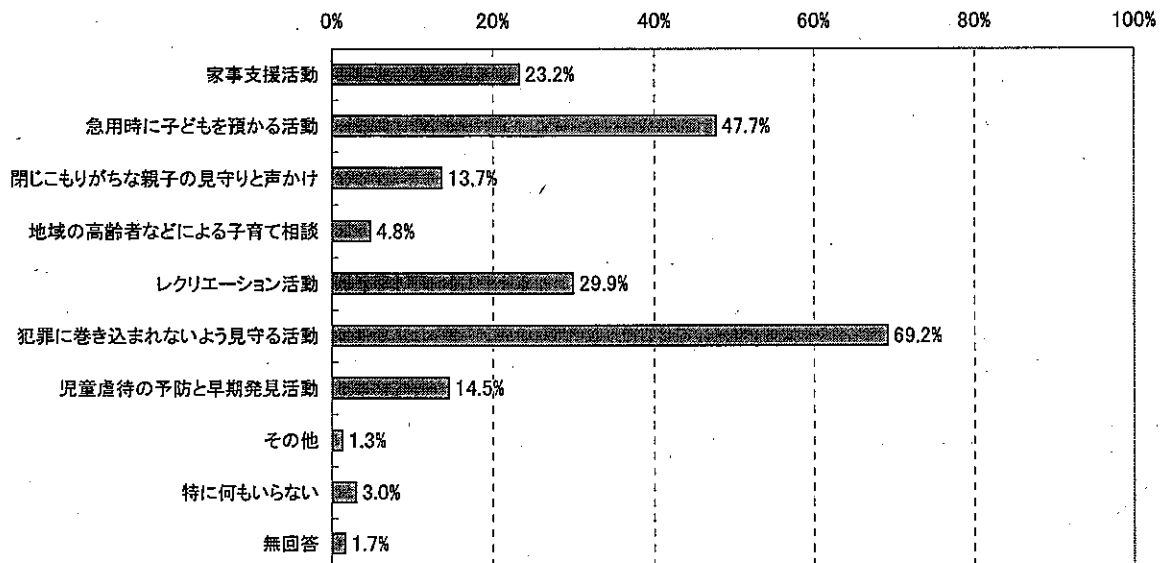


(高松市調査より)

(24) 地域にあればよいと思う子育て支援（複数回答）

「犯罪に巻き込まれないよう見守る活動」が7割強で最も多く、身近に犯罪が起きるかもしれないという危機意識の高さが認められる。

【地域にあればよいと思う子育て支援】

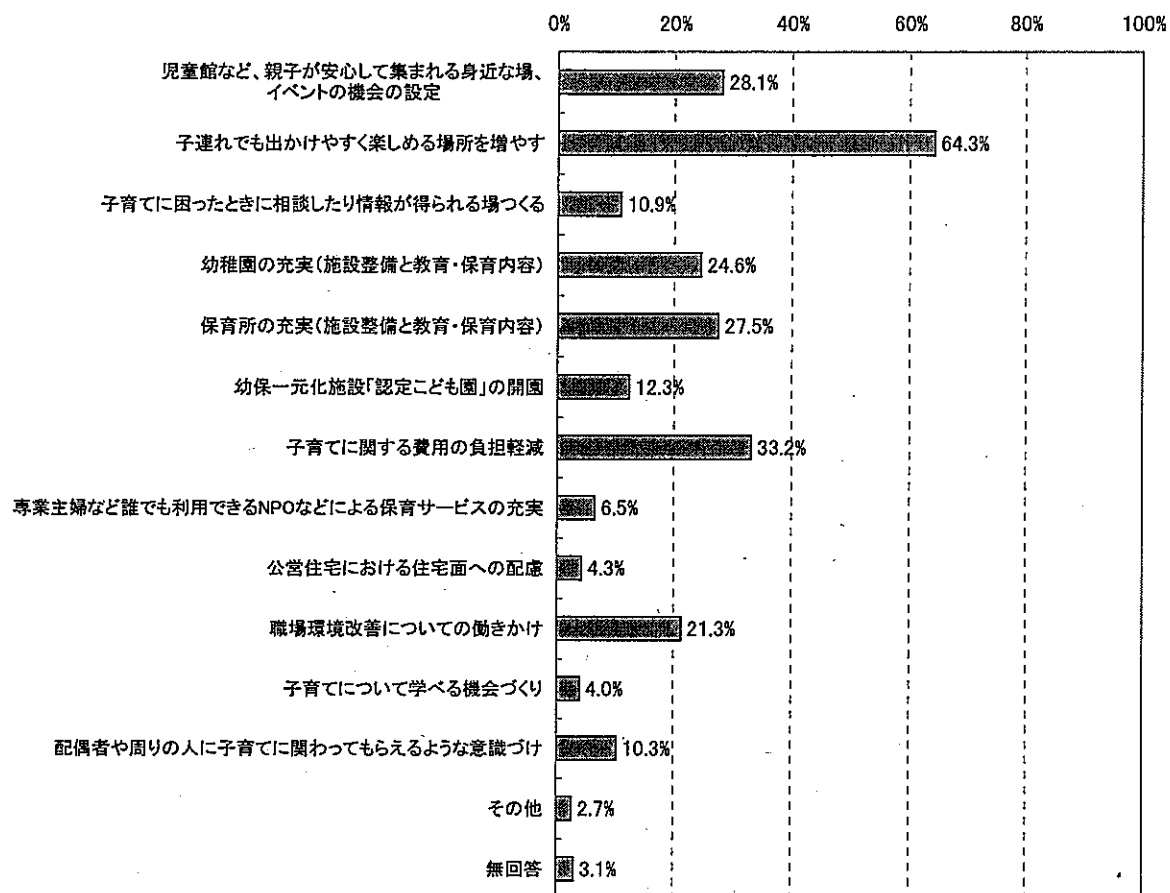


(高松市、さぬき市調査より)

(25) 子育て環境充実のために必要な支援策（複数回答）

子どもと出かけて、安心して楽しめる場所の要望が多く、次いで「子育てに関する費用の負担軽減」が続いている。

【子育て環境充実のために必要な支援策】



(観音寺市、さぬき市調査より)

子ども・子育て支援新制度について (国の検討状況)

公定価格の仮単価について

平成26年6月4日

1. 子ども・子育て支援新制度の施行について

- 子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法の附則において、「消費税率が10%に引き上げられる日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する」とされている。
- 子ども・子育てをめぐっては、教育・保育の質の維持・向上や深刻な待機児童問題をはじめ、様々な課題を抱えており、その解決が急務であることから、新制度のできるだけ早い施行が望まれている。
- このため、政府としては、これまで子ども・子育て支援法の想定する最も早い施行日である平成27年4月の施行を想定して、地方自治体や事業者等の関係者とともに、準備を進めてきた。
- 今般、公定価格の仮単価の提示や、各自治体において基準の条例案の上程を開始する6月議会を迎えるに当たり、関係者に安心して施行準備を進めていただくため、予定どおり27年4月に施行する方針の下、取り組むこととした。
- なお、消費税率10%への引上げの取扱いについては、最終的には経済状況等を総合的に勘案して適切に判断することとしており、この方針に変わりはない。

2. 公定価格の仮単価の位置付けについて

- 公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。
しかしながら、1. のとおり、地方自治体・事業者等の関係者が安心して準備を進め、新制度を円滑に実施するためには、12月の予算編成を待たず、できる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たった判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の仮単価を提示するものである。
- その上で、この公定価格の仮単価は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した（資料1-2）。
- 一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、平成27・28年度の単価は、それぞれ平成27・28年度の予算編成時に確定することとなる。（この場合、平成27・28年度の公定価格は、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映する前の水準と、今般お示しする仮単価の水準の間の水準となることが想定される。）
- また、新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。
0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組みものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実が図られることとなる。
- 今般、公定価格の仮単価をお示しすることにより、地方自治体、事業者等の関係者に新制度の準備を更に進めていただくこととし、今後準備を進めていく過程でいただく御意見等については、平成27年度予算の編成過程においてそれらを踏まえて調整を図り、平成27年度の公定価格を確定させていくこととしたい。

公定価格の骨格(全体イメージ)

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の改善」を反映し、骨格を設定。(これを基に5月頃に仮単価として提示)
- 本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の改善項目を基に作成。質の改善項目等に必要となる1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組みむものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の改善項目についても更なる充実が図られていくことになる。

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素①：地域区分別(7区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素②：人件費、事業費、管理費

<教育標準時間(1号) 認定>

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢 区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

※事務職員(2日分)追加

<保育標準時間・短時間(2号・3号) 認定>

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢 区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※保育標準時間：保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加

※研修代替要員費を追加

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

※赤字下線部分は「質の改善」による事項

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+ ____%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+ ____%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

現行水準ベース

基本額

- 人件費
- | 【教諭の配置基準】 | 4歳以上児 | 30:1 |
|-----------|-------|------|
| 園長 | 3歳児 | 20:1 |
- ・教諭(年齢別学級編制確保含む)
 - ・学校職員
 - ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
- ・事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
- ・教材費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
- ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - ・チーム保育加配加算
 - ・通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - ・処遇改善等加算
- 主に管理費
- ＜事業の実施状況に応じて加算＞
- ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - ・施設機能強化推進費加算
- ＜幼稚園等の所在地域に応じて加算＞
- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算等

調整

- 配置基準を満たさない場合(経過措置)
- 等

※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
- 事務負担への対応
 - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
- 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
- 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※保育所の場合

現行水準ベース

基本額

【保育士の配置基準】		4歳以上児	30:1
基本額	3歳児	20:1	
	1・2歳児	6:1	
	0歳児	3:1	

➤人件費

・保育士

・調理員

・非常勤職員(嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費

➤管理費

・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

➤事業費

・給食材料費、保育材料費等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

➤人件費

☐保育認定の2区分に応じた対応

・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加

☐研修の充実

・研修機会確保のための代替要員費を追加

加算額

➤主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

・所長設置加算

・事務職員雇上費加算

・主任保育士専任加算

・夜間保育加算

・処遇改善等加算

・入所児童処遇特別加算

➤主に管理費

＜事業の実施状況に応じて加算＞

・施設機能強化推進費

＜保育所等の所在地域に応じて加算＞

・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

➤常態的に土曜日閉所する場合

等

加算により対応することが想定されるもの

➤主に人件費

☐職員配置の改善

・3歳児の配置改善(20:1→15:1)

☐職員処遇の改善(+3%)

・処遇改善等加算を充実

☐休日保育の充実

・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)

☐地域の子育て支援・療育支援

・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配

・子育て支援に係る事務経費

☐栄養士の配置(嘱託)

➤主に管理費

☐減価償却費・賃借料等への対応

☐小学校との接続改善(保幼小連携)

☐第三者評価の受審費用

認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

○ 認定こども園の認可基準等を基に、「質の改善」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

基本額 (1人当たりの単価)

共通要素①: 地域区分別(7区分)、利用定員別(18区分)、
認定区分、年齢別、保育必要量別 (2号・3号)

共通要素②: 人件費、事業費、管理費

各種加算等

職員配置状況、事業の実施体制、
地域の実情等に応じて加算等

＜教育標準時間 (1号) 認定＞ ※赤字下線部分は「質の改善」による事項

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢 区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ～ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児) 処遇改善等加算 小学校接続加算 第三者評価受審加算 減価償却費等加算 除雪費加算 降灰除去費加算	円 +__%(加算率・3%充実) 円 円 円 円 円 円

＜保育標準時間・短時間 (2号・3号) 認定＞

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢 区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ～ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)～	円	円

※保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)
※研修代替要員費を追加(2・3号のみ)
※事務職員(2日分)追加(共通)
※主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2、3号定員で等分して積算

- ・青字：幼稚園と共通の項目
- ・赤字：保育所と共通の項目
- ・黒字：幼稚園及び保育所と共通の項目

現行水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
 - ・園長
 - ・保育教諭(年齢別学級編制確保含む)
 - ・調理員、学校職員
 - ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、教材費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・満3歳児(*)の教諭配置加算(6:1)
 - ・夜間保育加算
 - ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - ・入所児童処遇特別加算
 - ・チーム保育加配加算
 - ・処遇改善等加算
 - ・通園送迎、給食実施加算
- 主に管理費
 - ・事業の実施状況に応じて加算
 - ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - ・施設機能強化推進費
 - ・所在地域に応じて加算
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算等

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 配置基準を満たさない場合(経過措置)

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代督要員費を追加
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配 ※認定こども園では実施義務
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 事務負担への対応
 - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(※3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

利用者負担について

平成26年6月4日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯 含む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯 含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

- ※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯		0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ただし、保育単価を限度とする。



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額103,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

※①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

- ・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

- ②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
 - ④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ ただし、保育単価を限度とする。

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基本に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

国及び自治体の主な作業日程

	25年度	26年度							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準									
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準									
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	当初：25年度末 公布予定	4月30日 公布	自治体：条例制定作業						
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準									
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令									
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準									
子ども・子育て支援法施行規則(仮称) 【内容:保育の必要性の認定、支給認定証の記載事項、教育・保育情報の公表すべき内容 など】	当初：25年度末 公布予定	6月以降 公布予定		自治体:条例制定作業					
認定こども園法施行規則(改正) 【内容:園長の資格、幼保連携型認定こども園の認可申請書の記載事項 など】		6月以降 公布予定							
児童福祉法施行規則 【内容:病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、放課後健全育成事業、家庭的保育事業等の認可等の諸手続き など】		6月以降 公布予定							

自治体：条例制定作業

自治体：条例制定作業

6月以降
公布予定

6月以降
公布予定

6月以降
公布予定

	25年度	26年度									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
「量の見込み」算出	「作業の手引き」 当初：12月提示 ↑ 「作業の手引き」 1月20日提示 ↑		育休の実態を踏まえた0歳児の量の見込みの算出方法を追って提供予定 ↑			市町：量の見込みを算出					
都道府県計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数算出の「ワークシート」			当初：5月末を目途に送付予定 ↑								
公定価格	3月28日 価格提示 ↑		5月26日 仮単価提示 ↑								
利用者負担			5月26日 イメージ提示 ↑		市町：利用者負担の設定						
私立幼稚園の新制度移行に関する意向調査				6月頃 実施予定 ↑							
次世代育成支援対策推進法の「行動計画策定指針」				6月下旬頃 提示予定 ↑							

新たな計画の基本理念等について

基本理念を検討するに当たり、次の項目・内容について、取り入れるべきかどうかについて、各委員からの意見を伺い、事務局において整理することとしたい。

前回（第2回）の香川県子ども・子育て支援会議で出された意見

- 子育て支援は大人の立場で大人の都合の良いように行うものではなく、子どもにとって何が必要か、どうするのが子どもにとって良いことかという子どもの視点で考えるべきである。
- 十分なお金がないから夢をあきらめる子どもをたくさん見てきた。子どもが自主的に頑張れるのであれば、社会全体で夢を叶える手伝いをする必要があるのではないか。
- 子どもをどのように育てたらいいのかわからず、不安の中で悩みをたくさん持って子育てしている保護者もたくさんいる。
- 保護者は、子育てについて義務と責任を有する。
- 子ども（特に乳幼児）は親に育てられたいと思っており、親が育てるのが基本である。

子ども・子育て支援法 第2条 基本理念

- 第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」で示されている要点（抜粋）

◆子育てを取り巻く現状について

- 近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている。
- 現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えている。
- 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まっている。
- 子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にある。

◆子どもについて

- 子どもは、社会の希望であり、未来の社会をつくる存在である。
- 将来の我が国の担い手

◆保護者について

- 父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する。
- 保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本認識については、子どもの最善の利益を実現する観点から、虐待等を理由として親子を分離し、実親以外の者が養育者となって子育てを担うことを妨げるものではない。
- 親自身は実際に子育てを経験することで、子どもが成長する喜びを感じ、悩みや不安を抱えながら親として成長していくものである。

◆子育てについて

- 家庭は教育の原点であり、出発点である。
- 男女ともに保護者はしっかりと子どもと向き合い、子育てについての責任を果たさなければならない。
- 子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。
- 保護者が子育てや子どもの成長に喜びと生きがいを感じ、自己肯定感を持ちながら子育てすることが大切である。
- 乳児期（概ね満一歳に達するまで）は、一般的に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られる。
- 幼児期のうち、おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期である。また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期である。
- 小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

◆子育て支援の意義

- 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が

- 自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことである。
- このような支援により、より良い親子関係を形成し、子どものより良い育ちを実現することとなる。
- 教育・保育施設（法第七条第四項に規定する教育・保育施設をいう。以下同じ。）を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。
- 子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。
- 障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。

◆社会全体で子育てを支援する意義

- 子どもは、一人一人がかけがえのない存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。
- 父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を持っているということが前提である。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。
- 子どもの健やかな育ちと子育てを支え、子ども一人一人がかけがえのない存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することは、子どもや保護者の幸せにつながるとともに、将来の社会の担い手を育成する未来への投資であり、社会全体で取り組んでいくべき課題である。
- 子育て支援とは、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことである。
- このような取組を通じ、子どもを生み育てることを望む人たちが家庭を築き、安心して子どもを産み育てることがかなえられる社会を実現する必要がある。
- 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。
- 行政、家庭、学校、地域、企業、関係団体その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たす必要がある。

せとうち田園都市香川創造プラン

若者が家庭を持ち子どもを生み育てることに夢や希望を感じることができるよう、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備することが大切であり、少子化と次世代育成支援をすべての人が自分の問題としてとらえ、子どもやその家庭を社会全体で応援し、それぞれに応じた役割りを果たしていくことが求められています。

次世代育成支援対策推進法 第3条 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

香川県次世代育成支援行動計画 基本理念

父母その他の保護者が、子育てについて最も重要な責任を有するとの基本的な認識のもとに、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう行政、学校、企業、地域社会など社会全体が、連携して次世代育成支援に取り組んでいきます。

香川県次世代育成支援行動計画 基本方針

○みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり

子育てを未来の人づくりとして社会がもっと評価し、次代を担う子どもとその家庭を社会全体で支援していくことが必要です。

地域の子育て力を再生し、地域全体で子育て支援を推進することが必要です。

子育てバリアフリーなど子育てにやさしい安心・安全なまちづくりが必要です。

○安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり

家庭の子育て力を高めるため、親自身の育ちを促す支援や安心して子育てできる環境づくりが必要です。

働きながら子育てしやすい環境づくりを推進することが必要です。

子育て家庭の経済的負担の軽減に努めることが必要です。

○子どもが健やかに育つかがわづくり

子どもが確かな学力と豊かな人間性、健康や体力などの生きる力を身につけ、健やかに成長できるよう支援することが必要です。

若い世代が社会的・経済的に自立し、次代を育む親となれるよう支援していくことが必要です。

新たな計画の構成（たたき台）

第1 はじめに（基本的事項）

I 計画策定の趣旨

○県が行う子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため県計画を策定

II 計画の基本的性格等

○子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき策定

○次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づき策定

○県が作成する他の計画等との調和・連携を図る

III 計画の期間

○平成27年度から平成31年度までの5年間

IV 計画の対象

○「子ども」とその子どもを取り巻く様々な主体（県民、行政、企業、学校、家庭、保育所、幼稚園、地域社会など）を対象とする

第2 総論（計画策定の背景と基本方向）

I 計画策定の背景

1 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

各種データ・資料に基づき、現状や課題を記載

※国、県のデータ、市町ニーズ調査等から子ども・子育てに関連するものを抽出

- (1) 少子化の進行
- (2) 少子化の要因
- (3) 家庭や地域の子育て環境の変化
- (4) 子育ての孤立感、不安感、負担感の増加
- (5) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

2 これまでの国・県の対応

○国においては、少子化対策基本法（H15）、次世代育成支援対策推進法（H15）等に基づき推進

○県においては、香川県次世代育成支援行動計画（前期計画）（H17）、同（後期計画）（H22）等に基づき推進

3 香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況

香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を記載

- (1) 香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）の構成
- (2) これまでの実施状況及び目標達成状況

II 基本理念と基本目標

1 基本理念

2 基本目標

- (1) 基本目標
- (2) 成果指標

第3 各論（具体的施策の展開）

I 結婚・妊娠期からの支援

<施策の方向>

- 1 結婚を希望する男女の応援
- 2 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築
- 3 妊婦健診など、母子保健事業の推進
- 4 小児・母子医療体制の充実
- 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

II 幼児教育・保育の充実

<施策の方向>

- 1 質の高い幼児教育・保育の提供
- 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策
- 3 就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実

III 地域における子ども・子育て支援の充実

<施策の方向>

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策
- 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実
- 4 相談・援助体制の充実

IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援

<施策の方向>

- 1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進
- 2 家庭教育への支援の充実
- 3 地域の教育力の向上
- 4 次代の親の育成

V 子育てしやすい環境の整備

<施策の方向>

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理念の普及
- 2 仕事と家庭生活の両立支援
- 3 子育て世帯向け住宅の充実
- 4 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり
- 5 子どもの安全を確保するための活動の推進
- 6 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 7 子育てに伴う経済的負担の軽減

Ⅵ 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

＜施策の方向＞

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 社会的養護体制の充実
- 3 母子家庭、父子家庭の自立支援の推進
- 4 障害児施策の充実

Ⅶ 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

＜施策の方向＞

- 1 サービスの量的拡大にあわせた人材確保
- 2 従事者の資質向上

第4 計画の推進に向けて

Ⅰ 計画推進のための連携・協力

○社会のあらゆる分野における全ての構成員各々が協働し、役割を果たすことが重要

Ⅱ 計画の達成状況の点検及び評価

○各年度において、計画に基づく施策の実施状況を点検・評価し、結果を公表